

○公立大学法人大阪情報セキュリティ会議規程

令和4年4月1日

規程第289号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関する規程第7条第3項の規定に基づき、公立大学法人大阪情報セキュリティ会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関する規程、情報セキュリティ対策規程において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人CISO
- (2) 大学CISO
- (3) 病院CISO
- (4) 高専CISO
- (5) 事務局長
- (6) 病院事務局長
- (7) 高専事務部長
- (8) 事務局企画部情報戦略課長
- (9) その他法人CISOが必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1項第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第5条 議長は法人CISO、副議長は大学CISOをもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第6条 会議は、次の事項を審議する。

- (1) 公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関すること
- (2) 公立大学法人大阪情報セキュリティ対策規程に関すること

- (3) 情報セキュリティ計画の立案及び情報セキュリティ対策の進捗状況の把握と必要な措置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公立大学法人大阪における情報セキュリティに関する事項
(会議の運営)

第7条 会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が会務を総理する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理者)

第8条 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合、同一組織の者を代理者として指名することができる。代理者は、委員と同じ権利を有する。なお、代理者が会議に出席する場合は、議長の承認を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第10条 情報セキュリティを推進するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 会議の事務は、事務局企画部情報戦略課において行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。